平成２３年（フ）第２４１号
青森市久須志１丁目16番５号
債務者　本郷　晃子
1　決定年月日時　平成23年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月５日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２４８号
青森市富田１丁目21番20号　あすなろ荘１号
債務者　工藤　　剛
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月５日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２５２号
青森市大字駒込字蛍沢48番地５　県営住宅２－３－７
債務者　高野テツヱ
1　決定年月日時　平成23年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月５日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４３２号
静岡市駿河区下島178番地の１　アスティオン小澤303号、旧住所静岡市駿河区下島503番地の20
債務者　髙橋三枝子
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月14日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２７号
島根県浜田市三隅町岡見1926番３地
債務者　中戸　幸子
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月26日午後１時15分
松江地方裁判所浜田支部

平成２３年（フ）第１７４号
長崎県佐世保市十郎新町６番３号　302号、旧住所長崎県佐世保市矢岳町９番30号
債務者　奥野　勇人
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月９日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第１８４号
長崎県佐世保市春日町647番地２、旧住所福岡県福岡市西区内浜２丁目14番９号
債務者　大串　尚久
1　決定年月日時　平成23年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月９日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第１８８号
長崎県東彼杵郡川棚町白石郷1275番地６
債務者　池水　一範
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月９日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第４３７号
川崎市高津区新作６丁目９番15号　ＴＫハウス201
債務者　北嶋　麻美
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月26日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月27日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第８４６号
東京都小平市鈴木町２丁目239番地の７ストークミニヨン101号
債務者　肥田　保和
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月30日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２０４号
愛知県豊橋市南瓦町56番地　108、従前の住所愛知県豊橋市牛川通２丁目１番地５
債務者　柿崎　正勝
1　決定年月日時　平成23年７月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月26日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２３年（フ）第１７０号
長崎県佐世保市黒髪町722番地、旧住所長崎県佐世保市権常寺１丁目11番12号　コーポジョイフルＡ棟101
債務者　楠　　正明
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月30日午後２時
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第１５９号
沖縄県うるま市字赤道179番地13　志喜屋アパート１－Ｄ、住民票上の住所広島県広島市安佐南区川内２丁目１番３－101号
債務者　田中　優子（旧姓山崎）
1　決定年月日時　平成23年７月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続廃止

平成２０年（フ）第１２２４号
千葉県白井市河原子字大割240番地８
破産者　株式会社逸見組鉄工
1　決定年月日　平成23年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１１２３号
千葉県安房郡鋸南町保田239番地
破産者　小澤　　登
1　決定年月日　平成23年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第２３９号
千葉市緑区おゆみ野１丁目42番地９　グリーンヒルズ１号館102号
破産者　斉藤　　栄
1　決定年月日　平成23年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係